

令和3年度 第41次宇都宮市住居表示等審議会（第1回）会議録

- 1 日 時 令和3年8月3日（火曜日）午前9時25分
- 2 場 所 宇都宮市役所 14A会議室
- 3 出席者 篠崎茂雄委員，伊澤恵子委員，柿沼賢委員，杉山豊委員，
山崎一生委員，渋谷崇広委員，國安雅史委員，木村由美子委員，
豊田賢治委員，相澤哲夫委員，小野義一委員，池崎隆委員
- 幹 事 石川東部区画整理事業課長
- 事務局 鈴木市民まちづくり部長，會澤市民まちづくり部次長，
田代市民課長，清水市民課企画グループ係長，
田崎市民課企画グループ主任主事
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 事 (1) 会長及び副会長（2名）の選任について
(2) 市長からの諮問
(3) 諮問事項について
・住居表示の現状について
・諮問区域の概要について
(4) 住居表示実施の流れ
(5) 現地調査

【開 会】午前9時25分

(1) 会長及び副会長（2名）の選任について

宇都宮市住居表示等審議会規則第3条第1項に基づき，委員の互選により，篠崎会長，伊澤副会長，柿沼副会長を選任

(2) 市長からの諮問

市長から篠崎会長へ諮問

市 長

【市長あいさつ】

会長はじめ，委員を引き受けていただいた皆様に感謝申し上げます。
只今，申し上げたとおり，今回の諮問区域は宇都宮大学東南部第1土地
区画整理事業区域内である。峯町^{みねまち}，東峯町^{ひがしみねまち}，石井町^{いしいまち}及び平松本町^{ひらまつほんちょう}の4つ
の町に跨っており，令和5年度中には換地処分を予定している。

今回の審議会で41回目の開催となる。委員の皆様には暑い中，ご苦勞
をおかけするところであるが，当該区域については，産業通りが石井街道
に接続することができた。平出工業団地までの産業通りが開通することが
できたことにより，良好な住環境が整ったことになる。

当該区域はこれからの宇都宮の発展に欠かせない区域となるため，お力
を賜るようお願い申し上げます。

結びになるが、新型コロナウイルス感染症について、今までの生活と比べると息苦しいことばかりかとは存じるが、引き続き感染防止対策を徹底していただくことについて、ご理解とご協力を賜るようお願いをして挨拶とさせていただきます。

(3) 審議事項について

【(3) 諮問事項について（住居表示の現状について）】

会 長

只今、市長からお手元の諮問の写しのとおり、「1. 住居表示に関する法律」に基づき、別図に表示する^{みねまち}峯町、^{ひがしみねまち}東峯町、^{いしいまち}石井町及び^{ひらまつほんちょう}平松本町の各一部の区域をもって、町の区域及び名称の変更について定めること。「2. 市の事務所の所管区域について定めること。」について諮問された。審議事項を審議するに当たり、宇都宮市の住居表示の現状と諮問区域の概要を把握する必要がある。

事務局

まず、宇都宮市の住居表示の現状について、事務局から説明願う。

資料1「住居表示のしおり」1ページのとおり、従来、住所を表示する場合、町名と地番を用いて「●●町●●番地」のように表示していたが、この方法で住所を表示すると、多くの枝番、欠番が生じてしまい、住所が順序よく並んでいないため、目的地を探すことが困難な状況だった。

そこで、地番の混乱などを解消するために昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が制定され、本市においても昭和38年度から住居表示を実施してきた。

本市における住居表示の取り組みについて、詳しくは**資料1**20～21ページをご参照願いたい。

続いて、**資料2**「宇都宮市住居表示実施状況図」について、こちらは、住居表示を実施した地区を年度ごとに色分けしたものである。

今回の諮問区域については、地図右側の赤の塗りつぶしで示している区域である。

以上が、住居表示の現状である。

会 長

ここままで、何か質問等はあるか。

質問等ないようなので、諮問区域の概要について、事務局から説明願う。

【(3) 諮問事項について（諮問区域の概要について）】

事務局

お手元の**資料3**「調書」について、諮問区域の面積と人口及び所管する事務所は、「調書」に記載のとおり、面積は^{みねまち}峯町、^{ひがしみねまち}東峯町、^{いしいまち}石井町及び^{ひらまつほんちょう}平松本町の各一部の区域、合計約482,240㎡、人口は令和3年7月末現在、3,388人である。

また、当該区域を所管する事務所は、本庁、平石地区市民センター及び横川地区市民センターとなっている。

続いて、**資料4**「宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業パンフレット」表題ページ右上の位置図だが、「宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業

区域」は、JR宇都宮駅から南東へ約2kmの距離に位置し、産業通りが地区内を縦断している。

当該区域は、土地区画整理事業により、都市計画道路や公園の整備など総合的な公共施設の整備を行っており、令和5年秋頃に換地処分が予定されていることから、住居表示の実施について今回、審議していただくことになった。

続いて、資料5「町界町名図」だが、宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業については、赤線に囲まれた区域となり、その北側には宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業区域が隣接している。

今回の審議会では、宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業区域内を先行して住居表示を実施する予定となっているが、隣接する宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業区域と一体的な住居表示実施となるように、委員の皆様には審議をお願いしたいと考えている。

続いて、資料6「要望書」だが、こちらは今回の住居表示実施にあたり、平成30年10月～12月にかけて、4つの連合自治会長及び11の単位自治会長により、提出いただいた要望書の写しとなっており、宇都宮大学東南部第1及び第2土地区画整理事業施行区域における換地処分に伴い住居表示の実施を要望する旨の内容となっている。

以上が、諮問区域の概要である。

ここまでで、何か質問等はあるか。

町の区域及び名称（案）については、第2回審議会において、皆様には具体的に審議していただきたい。

質問等ないようなので、住居表示実施の流れについて、事務局から説明願う。

【(4) 住居表示実施の流れ】

続いて、資料7「住居表示実施の流れ」だが、この資料は、本市の基本となる住居表示の実施に向け、新しい町名になるまでを①番から⑨番の実施までの主な項目と順番を示しているものである。

この中で住居表示等審議会の役割は、②番の市長からの諮問から⑤番の市長への答申について担任していただくことになる。

②番について、第1回目の住居表示等審議会では、市長の諮問機関である住居表示等審議会が、町の区域・町の名義の変更について市長から諮問を受ける。こちらは、本日の審議会において、市長から審議会へ諮問があったとおりである。

次に、③番だが、本日、現地調査を行った後、9月29日水曜日予定の第2回目の住居表示等審議会において、諮問があった町の区域及び名称（案）について、ご審議いただきたい。

続いて、③番でご審議していただいた審議会（案）を基に、④番で審議会として区域内住民の意見を調査するため、アンケート調査の実施や、区

会 長

事務局

域内説明会の開催を意見収集の方法として予定している。

意見収集の方法については、正式には次回の審議会において、ご審議いただき、決定してまいりたいと考えている。

続いて、⑤番では、④番で区域内住民の意見収集を行った後の住居表示等審議会において、区域内から収集した意見をご報告させていただくので、その後、区域内住民の方々からの意見も踏まえた上で、再度ご審議いただき、町の区域・町の名稱について審議結果を市長へ答申していただきたいと考えている。

以上が、住居表示実施の流れである。

会 長

ここまでで、何か質問等はあるか。

続いて、(5)現地調査について、事務局から説明願う。

【(5) 現地調査】

事務局

現地調査について、この後、10分ほど休憩を挟み、午前10時15分になったらバスにご乗車いただき、諮問区域内の現地調査を行う。

現地調査後、解散を予定している。なお、ご移動の際には、お荷物や会議で使用した資料などをお持ちになり、ご乗車いただくようお願いしたい。

以上が、現地調査についての説明である。

会 長

ここまでで、何か質問等はあるか。

質問等ないようなので、只今より暫時休憩とし、10時10分に事務局の指示に従い現地調査を行う。

《暫時休憩及びバスへ移動》

会 長

現地調査が終了となったが、何か質問等はあるか。

質問等ないようなので、その他、事務局から何かあるか。

事務局

次回の開催予定だが、9月29日水曜日午前9時30分から、場所は市役所14階14A会議室を予定している。

審議事項としては、本日の現地調査を踏まえ、町の区域及び名稱、事務局の所管区域についてのほか、区域内の意見収集方法について審議を予定している。

会 長

何か質問等はあるか。

質問等ないようなので、以上をもって本日全ての日程を終了する。

事務局

第2回審議会についても忙しいとは存じるが、ご出席願う。

以上をもって、本日の会議を閉会する。

【閉 会】午前11時00分